

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会	会議場所	第1委員会室
		担当職員	八木
日 時	平成24年12月21日(金曜日)	開 議	午前 10 時 00 分
		閉 議	午前 10 時 33 分
出席委員	眞継 酒井 苗村 山本 竹田 吉田 中澤 立花 明田		
傍聴者	市民 - 名	報道関係者 - 名	議員 - 名()

会 議 の 概 要

1 委員長報告の確認

眞継委員長 報告案朗読

< 眞継委員長 >

意見はあるか。

< 明田委員 >

P 2、L 1 1「資料の事前提供を期待します。」を、より強い意図が伝わる表現「必要である。」等へ改められたい。

< 眞継委員長 >

表現に苦慮した部分である。基本的なことを考えると、ルールとして審議のために提出しなければならないと義務付けられている資料は全て提出されていることになる。それ以上の資料提供義務はないため自主的な提供を求める表現に留めたものである。

< 明田委員 >

執行部は議会が議案の可否を決定している意味を十分認識しなければならない。審議の充実のために現に提出しているものもある。今定例会の委員会審査でも質疑に対する答弁が不十分である。委員が審査に必要であるとして資料を求めても、担当者は内心では委員が要求する資料は審査には不必要であると感じているに違いない。委員長報告では強い表現をされたい。

< 吉田委員 >

議会に提出しなければならない資料はどのように定められているのか。

< 眞継委員長 >

予算書や予算説明書等は法令に規定されている。今定例会で追加提出された介護保険事業特別会計補正予算の介護給付費に係る積算資料等は提出しなければならない義務があるものではない。それらの現に提出されている資料は審議を充実させる目的で、議会と執行部が相互に協力する関係において提出されているものであると考える。そのような理解のもと強制的に義務を課すような表現とするのを控えたものである。

< 苗村委員 >

質疑の過程で必要な資料が明らかになる場合もあり一概には言えない。しかし、今定例会での生活保護の年代別データを求めた際の「機械の中に入っている」との答弁をはじめ、不誠実な答弁が全体的に多かった。質疑に係る資料要求にはデータを根拠に即時に明確な答弁できるよう事前準備を整えることが必要である。準備不足を感じた。委員長報告は案のとおりです。

< 吉田委員 >

質疑に答弁できていない状況があったので議案審査が困難であった。ルールどおり資料が事前に提出されているとするならば質疑に的確に答弁すべきである。

< 中澤委員 >

P 2、L 8「非常に残念です。」をさらに強い表現に変えてはどうか。

< 立花委員 >

同じく「非常に残念です。」の削除を。情緒を表し過ぎている。また、議案審査については積算根拠等の資料は当然に提出されるべきである。しかし、質疑の内容により必要となる資料もあることから、委員長報告のその他の部分は案のとおりで了である。

< 明田委員 >

今期の当初に資料の事前提出は議長から市長に申し入れてある。数度申し入れしたが今定例会での委員会審査の状況から、担当部課長に徹底されているのか疑問である。残念である。しかし、事前提供は難しい場合もあるので、「事前」の表現をやめ、資料への対応を強く求める表現とされたい。

< 酒井副委員長 >

集約する。意見あれば訂正を。

「～指摘が相次いだところです。質疑に対応するために必要な資料や積算の根拠となった資料の確認また審査に資する資料の提供がなければ、審査に支障が生じ、結果にも予期せぬ影響を及ぼすことを指摘しておきます。」

< 酒井副委員長 >

「審査が円滑に進むように～」

< 吉田委員 >

ぬるい。

< 酒井副委員長 >

「審査を円滑に進めるためには、資料の提供が必要であることを指摘しておきます。」

< 立花委員 >

どの部分を訂正するのか。

< 酒井副委員長 >

P 2、L 8「～相次いだところです。審査を円滑に進めるためには、質疑に対応するために必要な資料や積算の根拠となった資料の確認また審査に資する資料の提供が必要であります。以上、簡単で～」

< 立花委員 >

「議案質疑に対する答弁が～」と、「議案の審査については～」の2部分に分けられる。前部は「～相次いだところです。」で止めるべき。後部は「～求めます。」で止めるべき。簡潔に。

< 眞継委員長 >

「～相次いだところです。審査を円滑に進めるためには、質疑に対応するために必要な資料や積算の根拠となった資料の確認また審査に資するに十分な資料の準備を要望します。以上、簡単で～」とする。

< 立花委員 >

それでよい。

< 酒井副委員長 >

「期待」や「要望」との語が委員間で意見が分かれていたので議論があったが、訂正内容でよろしいか。

< 眞継委員長 >

資料の提供には拘らず、審査に資するに十分な準備を整えていれば、今定例会のような事態には陥らないはずである。その意を表すために「～十分な準備を要望いたします。以上、簡単で～」とする。

< 酒井副委員長 >

再度確認が必要。

< 眞継委員長 >

再度確認する。「～相次いだところです。議案の審査については、質疑に対応するために必要な資料や積算の根拠となった資料の確認、また、審査に資するに十分な準備を要望いたします。以上、簡単で～」とする。

< 苗村委員 >

「～ところです。」の表現が連続する。整理が必要。P 2、L 7、L 8「～準備不足が感じられたところです。」を「～準備不足が感じられ、」とされたい。

< 眞継委員長 >

P 2、L 7、L 8「～準備不足が感じられたところです。」を「～準備不足が感じられ、」とする。

< 全員了 >

2 議会だより原稿について

< 苗村委員 >

右欄下欄L 2「本市の条例」の後に「で」が必要。

< 眞継委員長 >

訂正する。

< 全員了 >

3 その他

1 月月例開催について

< 眞継委員長 >

他の常任委員会が予定されていることから調整しやすい1月23日(水)午前10時からとする。内容の提案はあるか。

< 立花委員 >

公立保育所の老朽化問題に関わり施設の状況把握のため数か所現地調査を。若しくは第13、14号議案に関わり、市内の地域密着型サービス事業所への現地視察。委員長において調整されたい。

< 苗村委員 >

地域密着型サービス事業所の現地視察を希望する。

< 眞継委員長 >

地域密着型サービス事業所への視察か。または地域包括支援センターへの視察か。

< 苗村委員 >

地域密着型サービス事業所を視察し、施設の実態や状況を確認し、事業者と意見を交換できることが望ましい。

< 立花委員 >

地域密着型の施設サービスである。

< 眞継委員長 >

地域密着型サービス事業所を視察する。具体的な視察先については委員長において調整する。

<全員了>

散会 ~ 10:33